

会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の競争入札参加資格の取扱いについて

前橋市が発注する建設工事又は測量、建設コンサルタント業務等の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）の参加資格の認定を受けた者で、会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の決定を受け、又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の決定を受けたもの（以下これらを「手続開始決定者」という。）の競争入札参加資格については、次のとおり取り扱うものとする。

1 再度の競争入札参加資格審査

手続開始決定者は、認定を受けている競争入札参加資格について、再度の競争入札参加資格審査（以下「再審査」という。）を申請することができる。

2 再審査の申請を行わない場合の取扱い

手続開始決定者が再審査の申請を行わない場合は、その者の指名を見合わせる等所要の措置を講ずるものとする。

3 再審査の申請の提出書類

(1) 再審査の申請（以下「再申請」という。）をしようとする者は、次に掲げる書類を契約監理課に持参するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（建設工事に係る再申請にあつては建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等について（令5年前橋市告示第670号。以下この項において「工事告示」という。）、測量、建設コンサルタント業務等に係る再申請にあつては測量、建設コンサルタント業務等に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和5年前橋市告示第669号。以下この項において「業務等告示」という。）に定めるもの）

イ 更生手続開始又は再生手続開始の決定書の写し

ウ 建設工事に係る再申請にあつては工事告示、測量、建設コンサルタント業務等に係る再申請にあつては業務等告示に規定する添付書類

(2) (1)の書類は、次に掲げるところにより作成するものとする。

ア 入札参加資格審査申請書は、貸借対照表を作成する基となった時点を基準日として作成すること。

イ 営業所一覧表は、更生手続開始又は再生手続開始の決定以後の時点において作

成すること。

ウ 貸借対照表は、更生手続開始又は再生手続開始の決定以後の時点を基に作成すること。

エ 損益計算書は、貸借対照表を作成する基となった時点までの1年間におけるものを作成すること。

オ 経営事項審査結果通知書の写しは、更生手続開始又は再生手続開始の決定以後の日を審査基準日とするものとする。

4 再申請に係る競争入札参加資格審査

再審査は、前橋市建設工事競争入札参加資格審査要領（平成14年12月27日伺定め）又は前橋市測量、建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査要領（平成15年11月14日伺定め）の定めるところにより行い、適当と認めるときは、競争入札参加資格の再認定を行うものとする。

5 再審査の結果の通知等

再審査の結果は、再申請に係る競争入札参加資格審査結果通知書（様式第1号）により再申請者に通知するものとする。

6 従前の資格の認定の取消し等

4により競争入札参加資格の再認定を行ったときは、直ちに、再申請者に係る従前の競争入札参加資格の認定を取り消すとともに、当該認定を取り消したときは、その旨を競争入札参加資格認定取消通知書（様式第2号）により再申請者に通知するものとする。

7 競争入札参加資格の有効期間

4により再認定された競争入札参加資格の有効期間は、当該競争入札参加資格が再認定されたときから定期申請の審査に係る資格の有効期間の終了する日までとする。

8 その他

手続開始決定者のうち再審査を受けた者については、再審査の結果に基づき、通常の有資格業者と同様の取扱いをするものとする。

様式第1号（第5関係）

再申請に係る競争入札参加資格審査結果通知書

年 月 日

様

前橋市長



年 月 日付けで再申請のあった 年度に市が行う建設工事
・測量、建設コンサルタント業務等に係る競争入札参加資格の審査について、審査
再認定する
の結果、競争入札参加資格を ことを決定したので、通知します。
再認定しない

記

1 再認定した競争入札参加資格に係る建設工事・測量、建設コンサルタント業務
等の種類及び等級

2 再認定しない場合はその理由

様式第2号（第6関係）

競争入札参加資格認定取消通知書

年 月 日

様

前橋市長



年 月 日付けで競争入札参加資格の再認定をしたことに伴い、同日付けで、次の資格に係る従前の認定を取り消したので、通知します。

記

認定を取り消した競争入札参加資格